

〈別表2〉 福祉関係事業者の通常業務で想定される主な利用目的の事例

●法令に基づく場合

法令上、社会事業を行う者（従事者を含む）が行うべき義務として明記されているもの

- 保護施設を利用する被保護者について、保護の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたと認めるときの、保護の実施機関への届出（生活保護法第48条第4項）
- 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者による児童相談所等への通告（児童虐待の防止等に関する法律第6条）
- 保育所が保護者の依頼を受けて行う、市町村への保育所入所申込書の提出（児童福祉法第24条第2項）
- 要保護児童を発見した者による児童相談所等への通告（児童福祉法第25条）
- 障害者等に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合における市町村への連絡（指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準、第46条ほか）
- 指定居宅支援事業者等が提供した指定居宅支援等に関し、利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査への協力（指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準、第45条）

法令上、福祉関係事業者（従事者を含む。）が任意に行うことができる事項として明記されているもの

- 保護施設を利用する者に対する管理規程に従った必要な指導（生活保護法第48条第2項）
- 精神障害者社会復帰促進センターへの情報提供の協力（精神保健福祉法第51条の4）

行政機関等の報告徴収・立入検査等に応じることが間接的に義務づけられているもの

- 都道府県知事が行う報告命令、都道府県職員が行う立入検査等への対応（社会福祉法第70条、生活保護法第44条第1項、身体障害者福祉法第39条、知的障害者福祉法第21条の2、児童福祉法第46条）
- 都道府県社会福祉協議会が行う苦情処理事業への協力（社会福祉法第82条、第85条）
- 政府等が実施する指定統計調査の申告（統計法第5条）

上記以外の利用目的

〈社会福祉施設の内部での利用に係る事例〉

- 施設の管理運営業務のうち、
 - ・福祉サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・福祉施設等において行われる学生の実習への協力

●介護関係者の場合

介護サービスの利用者への介護の提供に必要な利用目的

〈介護関係事業者の内部での利用に係る事例〉

- 当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護サービスの向上

〈他の事業者等への情報提供を伴う事例〉

- 当該事業所等が利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - ・当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち、
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答

- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

上記以外の利用目的

〈介護関係事業者の内部での利用に係る事例〉

- 介護関係事業者の管理運営業務のうち、
 - ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・介護保険施設等において行われる学生の実習への協力